

葛飾区公共交通網構築に関する調査検討委員会設置要綱

平成 29 年 9 月 29 日
29 葛都調第 306 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区の公共交通網（以下「公共交通網」という。）の構築に必要な事項について検討するため、葛飾区公共交通網の構築に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共交通網の構築に必要な検討に関する事項
- (2) その他、公共交通網の構築に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験者、別表に掲げる関係機関及び団体等に属する者又は別表に掲げる職にある者から区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 委員会は、次に掲げる場合に該当するときは、非公開とする。
 - (1) 葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号）第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について協議するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、委員会が必要と認めるとき。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
	警視庁交通部交通規制課都市交通管理室長
	東日本旅客鉄道株式会社東京支社
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
	京成電鉄株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	東京都交通局自動車部計画課長
	京成バス株式会社
	一般社団法人東京バス協会
	公益財団法人東京タクシーセンター
	葛飾区政策経営部長
	葛飾区地域振興部長
	葛飾区産業観光部長
	葛飾区環境部長
	葛飾区福祉部長
	葛飾区子育て支援部長
	葛飾区都市整備部長
葛飾区都市施設担当部長	